

## 委託研究積算基準(案)

### 1. 適用

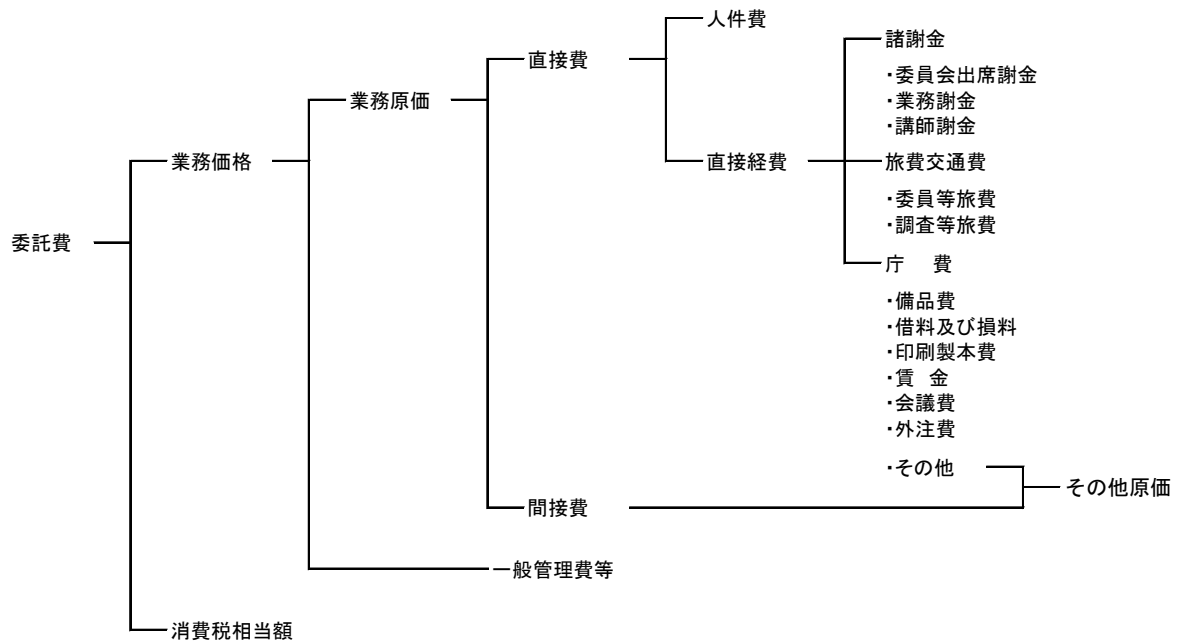
#### 1-1 適用範囲

この積算基準は、国土技術政策総合研究所における委託研究に適用する。なお、委託研究の公募にあたり、積算に係る条件を付記した場合は、本積算基準に優先するものとする。

(「国土技術政策総合研究所委託研究取扱要領(案)」参照)

### 2. 建設コンサルタントに委託する場合

#### 2-1 委託費の構成



#### 2-2 委託費構成費目の内容および積算

##### 1) 直接費

###### (1) 人件費

人件費は、委託研究に直接従事する技術者の人件費を積み上げ計上する。

###### (2) 直接経費

直接経費は、委託研究に直接必要な経費のうち次の(イ)から(ロ)までに掲げるものとする。

###### (イ) 諸謝金

諸謝金は、次の a から c までに掲げるものとし、「謝金の標準支払基準」に係る事務の取り扱いについて」に準じて積み上げ計上する。

###### a 委員会等の委員に対する謝金

- b 委託研究に直接協力する者に対する報酬若しくは謝金
- c 会議等の講師等に対する謝金

(ロ) 旅費交通費

旅費交通費は、委託研究に直接従事する技術者および(イ)諸謝金の対象者に係る次の a から c までに掲げるものとし、「設計業務等標準積算基準書」等に準じて積み上げ計上する。

- a 委員の委員会出席並びに調査等に要する旅費
- b 委託研究に直接従事する技術者および直接協力する者の調査並びに会議等の出席に要する旅費
- c 講師等の会議等への出席に要する旅費

(ハ) 庁 費

庁費は、委託研究に直接必要な経費のうち次の a から g までに掲げるものとする。

a 備品費

単価が 50,000 円以上かつ長期の反復使用に耐える物品で、当該委託研究の終了後に国が保有するもの（「国土交通省所管物品管理事務取扱規則」参照）について、品目毎に積み上げ計上する。ただし、携帯電話、スマートフォン、タブレット及びデジタルカメラについては、上記に係わらず備品費として積み上げ計上する。

なお、当該委託研究終了後に受託者が所有するものについては、「b 借料及び損料」として積み上げ計上する。また、当該委託研究で償却するものは、「g その他」で消耗品として積み上げ計上するものとする。

b 借料及び損料

借り上げ機器等毎に、使用数量、使用日数等に応じて積み上げ計上する。

c 印刷製本費

成果品となる報告書および資料等毎に積み上げ計上する。

d 賃 金

委託研究に直接従事する非常勤職員（アルバイト等）の雇用に要する費用について、「国土技術政策総合研究所における非常勤職員の勤務条件等の取扱いについて」等に準じて積み上げ計上する。

e 会議費

会場借り上げ、学会参加費等の費用について、使用回数、使用時間に応じて積み上げ計上する。

f 外注費（再委託費）

委託研究のうち、調査、試験、実験、計算、製作、その他役務等を専門業者に再委託する場合は、委託項目毎に一式計上する。ただし、一式の内

訳書（専門業者の見積書等）を添付すること。

g その他

上記に該当しない経費のうち、「その他原価」の率計上に含まれないものについて、各費目毎に積み上げ計上する。

## 2) 間接費

間接費は、業務担当部署の事務職員の人件費、福利厚生費、水道光熱費等の経費とし、直接経費の積み上げ計上分を除く「その他」の経費と合わせ、「その他原価」として以下により計上する。その他原価は、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものとする。

$$\text{その他原価} = \text{人件費} \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は、業務原価（直接経費の積み上げ計上分を除く）に占めるその他原価の割合で35%とする。

## 3) 一般管理費等

一般管理費等は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等、および当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用で、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等からなり、次式による一般管理費等を上限とし、当該委託先の積算規則等で定めた方法により計上する。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は、業務価格に占める一般管理費等の割合で35%とする。

## 4) 消費税相当額

消費税相当額は、次式による。なお、その額に円未満の端数が生じた場合には切り捨てとする。

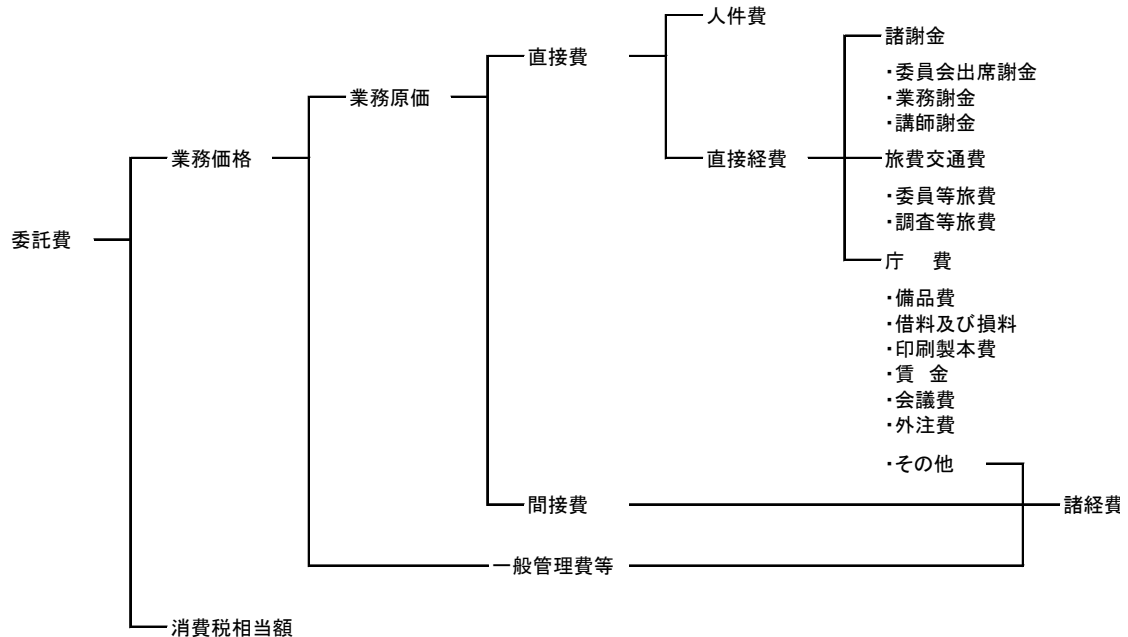
$$\text{消費税相当額} = \text{業務価格} \times \text{消費税率}$$

## 3. 個人（建設コンサルタント以外の個人をいう）に委託する場合

2. 建設コンサルタントに委託する場合と同一の方法により積算するものとするが、その他原価および一般管理費等は算入しないものとする。

#### 4. 建設コンサルタント以外（独立行政法人、大学等）に委託する場合

##### 4-1 委託費の構成



##### 4-2 委託費構成費目の内容および積算

###### 1) 直接費

2-2に同じ。ただし、(2)直接経費(ハ)庁費 g その他の「その他原価」は「諸経費」に読み替えるものとする。

###### 2) 諸経費

諸経費は、受託者の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等、および当該業務を実施する受託者機関等を継続的に運営するのに要する費用で、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等と、2-2の2)間接費における「その他原価」を合わせ、次式による諸経費を上限とし、当該委託先の「受託業務取扱規則」等で定めた方法により計上する。

$$\text{諸経費} = \text{直接費} \times \text{諸経费率(30\%)}$$

3) 消費税相当額

消費税相当額は、2-2の4) と同一の方法により計上する。

# 別紙

## 積算基準（参考資料）

### 1. 人件費

- ・「設計業務等標準積算基準」、「設計業務委託等技術者単価」参照のこと

職 種	役 割
主任技術者	技術の質、内容等を勘案し、特に必要があると認めるとき
理事・技師長	高度な業務の全体的監督及び管理 (主任技師の経験5年以上のもの)
主任技師	一般的な業務の作業計画立案、全体的監督及び管理 (大学卒18年以上または同等以上のものまたは技術士)
技師(A)	高度な業務の遂行、技師(B)以下の監督、作業指示、分析の総合とりまとめ、作業結果の最終チェック及び他の高度な業務の遂行 (大学卒13年以上または同等以上のもの)
技師(B)	一般的な研究業務の遂行 (大学卒8年以上または同等以上のもの)
技師(C)	一般的な研究業務の遂行 (大学卒5年以上または同等以上のもの)
技術員	技師(A)(B)(C)の指導のもとで、一般的な研究業務を遂行するほか、アルバイトの監督等 (大学卒5年未満または同等のもの)

### 2. 諸謝金

- ・「謝金の標準支払基準」に係る事務の取扱について」に定められている謝金の額から、消費税相当額を割り戻した額を計上すること。

### 3. 旅 費

- ・交通機関の運賃等を積算する場合は、移動時間等も考慮して行程を検討し、インターネット等により価格を確認すること。複数の価格が確認出来た場合は、最低値を採用すること。
- ・「設計業務等標準積算基準書」等参照

日当・宿泊料

職 種	行(一) 相当級	日 当 半日当	宿 泊 費				
			普 通 旅 費		滞 在 日 額 旅 費		
			甲地方	乙地方	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上
主任技術者、 理事・技師長、 主任技師	7～9	2,476 1,238	12,476	11,238			
技師(A)、技師(B)、 技師(C)	3～6	2,095 1,047	10,380	9,333	8,752	7,866	7,000
測量主任技師、 測量技師							
操縦士、整備士、 撮影士							
地質調査技師							
技術員	1～2	1,619 809	8,285	7,428	7,057	6,352	5,647
測量技師補、 測量助手							
撮影助手							
主任地質調査員、 地質調査員							

注：表中の金額については税抜き価格を記載している。

### 4. 単 価

・積算に使用する単価は、消費税抜きとする。ただし、交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価を使用する。

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

$$(\text{積算に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税率})$$